

IV 保安検査・立入検査結果

- 1 保安検査時の指摘事項について
- 2 第一種製造事業者への立入検査結果について
- 3 特定高圧ガス消費者に係る点検・検査について
- 4 販売事業者・貯蔵所に係る点検・検査について
- 5 高圧ガス運搬車両の指導結果

1

1 保安検査時の指摘事項について (1) 指摘内容及び件数

指導内容	件数
1 警戒票の不備	6
2 ガス検の作動不良	2
3 散水ノズルの目詰まり	1
4 肉厚測定の実実施	1
5 気密試験の実実施	1
6 緊急遮断弁の弁座漏れ検査の実実施	2
7 安全弁の作動検査の実実施	1
8 その他	30
合計	44

2

1 保安検査時の指摘事項について (2) 指摘事項

警戒標等の確認

- 「無断立入禁止の警戒標が設置されていなかった。」
- 「警戒標の「火気厳禁」と「無断立ち入禁止」が消えかかっていた。」

「事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げること。」

(一般則第6条第1項第一号より抜粋)

「事業所の境界線は、壁、門、柵等を設置するか又は地上にペイントで線を引くこと等により明示すること。」

(一般則例示基準1.より抜粋)

ペイントの場合は時間によって消えてしまう...
→ 定期的に引き直す

※ KHKS 0850-1(2017), KHKS 0850-2(2017), KHKS 0850-3(2017)
1.1 境界線・警戒標
など。施設に応じたKHKSの参照をお願いします。

3

1 保安検査時の指摘事項について (2) 指摘事項

散水設備の作動状況の確認

指導内容	件数
1 警戒票の不備	6
2 ガス検の作動不良	2
3 散水ノズルの目詰まり	1
4 肉厚測定の実実施	1
5 気密試験の実実施	1
6 緊急遮断弁の弁座漏れ検査の実実施	2
7 安全弁の作動検査の実実施	1
8 その他	30
合計	44

○ 散水設備の作動不良について指摘あり

○ 液石則での散水設備の作動状況の確認は月に1回以上(例示基準3)

適切に点検を実施し、不備が発見された際には早急に処置してください。

4

1 保安検査時の指摘事項について

(2) 指摘事項

設備の耐圧性能・強度の確認

指導内容	件数
1 警戒票の不備	6
2 ガス検の作動不良	2
3 散水ノズルの目詰まり	1
4 肉厚測定の実施	1
5 気密試験の実施	1
6 緊急遮断弁の弁座漏れ検査の実施	2
7 安全弁の作動検査の実施	1
8 その他	30
合計	44

- 「液化酸素移送ポンプ開放検査後の気密試験が未実施だった。」
- 「緊急遮断弁の作動検査及び弁座漏れ検査が未実施だった。」
- 「コンデンサーのチューブの肉厚測定・NDIが未実施だった。」

KHKS※を確認し、設備に応じた検査を適切に実施してください。

※ KHKS 0850-1(2017), KHKS 0850-2(2017), KHKS 0850-3(2017) など。施設に応じたKHKSの参照をお願いします。

5

1 保安検査時の指摘事項について

(2) 指摘事項

その他

指導内容	件数
1 警戒票の不備	6
2 ガス検の作動不良	2
3 散水ノズルの目詰まり	1
4 肉厚測定の実施	1
5 気密試験の実施	1
6 緊急遮断弁の弁座漏れ検査の実施	2
7 安全弁の作動検査の実施	1
8 その他	30
合計	44

- 書類の記載漏れ
- 検査結果の未記載
- 定期自主検査記録の未修正 等

6

2 第一種製造事業者(冷凍除く)への立入検査結果について

(1) 指導内容及び件数

- ・ 県及び権限移譲自治体では保安管理のソフト面を中心に立入検査を実施
- ・ 令和6年度の立入件数は**44事業所**

分類	指導件数
届出	1
保安管理体制	5
点検・検査・帳簿	6
製造施設等	2
合計	14件

※指導事項なし:33事業所

7

2 第一種製造事業者(冷凍除く)への立入検査結果について

(2) 重要な指導事項

保安管理組織について

(法:第27条の2、第27条の3 一般則:第64条~第71条 液石則:第62条~第69条 コンビ則:第23条~第30条)

- 保安係員講習の受講期限の遵守
 - 例年、未受講及び遅れの指摘あり

- 従業員に対する保安教育の実施
 - 計画に沿った保安教育の実施が必要
 - 教育を実施していても記録内容に不備がある場合がある

危害予防規程について

(法:第26条 一般則:第63条 液石則:第61条 コンビ則:第22条)

- 危害予防規程付属基準の管理
- 危害予防規程の未実施等
 - 防災訓練の未記録

分類	指導内容(口頭による指導も含む)	件数
保安管理体制	保安管理組織の保安体制の不備	1
	危害予防規程の見直し	1
	危害予防規程の未実施等	2
	保安教育の記録不備	1
小計		5件

8

2 第一種製造事業者(冷凍除く)への立入検査結果について (2) 重要な指導事項

自主検査・点検の適正な実施

(法:第8条第2号、第32条第3項、第35条の2 一般則:第6条第2項第4号、第76条、第83条 液石則:第6条第2項第4号、第74条、第81条 コンビ則:第5条第2項第5号、第31条、第38条)

- 定期自主検査の監督及び記録事項
 - 実施にあたり保安係員が監督する必要がある
 - 監督した保安係員の氏名の記載がないこともある
- 日常・月例点検の適切な実施
 - 日常点検の未実施
 - 日常点検にて項目不足の指摘あり
 - ⇒ 例示基準等にて必要な点検項目を確認すること

帳簿類の適切な管理・運用

- 記録内容について保安係員等が確認すること
- 機器台帳の整備
 - 設備ごとに台帳を作成すること
 - 開放検査含め、補修の記録を残すこと

9

3 特定高圧ガス消費者に係る点検・検査について (1) 指導内容及び件数

令和6年度は18事業所に対して立入検査を実施

分類	指導内容(口頭による指導も含む)	件数
届出	届出の未提出	5
保安管理体制	非常時連絡体制の不備・未整備	7
点検・検査・帳簿	1 保安検査・定期自主検査・日常点検・月例点検 (1)未実施	4
	(2)記録・保管不備 (3)取扱主任者未確認	1
消費施設等	2 帳簿未作成・未整備	4
	設備の整備不良	2
	合計	30
	指導事項なし	7事業所

10

3 特定高圧ガス消費者に係る点検・検査について (2) 重要な指導事項

届出

- 消費 (法:第24条の四、第28条 など)
 - 変更があった場合届出を遅滞なく提出すること
 - 特定高圧ガス取扱主任者の選解任をすること

保安管理体制

- 非常時体制の整備 (一般則例示基準49. など)
 - 事故等の非常事態における体制を整備すること
 - 作業基準等に加えて、報告・連絡系統の整備を

11

3 特定高圧ガス消費者に係る点検・検査について (2) 重要な指導事項

点検・検査・帳簿

- 点検・検査項目及び回数 (法:第24条の3第2項、第35条の2)
 - 定期自主検査を1年に1回実施する必要あり
 - 低圧側の設備含め、不足項目ないか再確認を
 - 日常点検は「使用開始時」「使用終了時」及び「使用中に1日1回以上」実施すること
 - 月例点検も忘れずに実施

結果・記録の確認

- 基準に沿っているか取扱主任者が確認を

機器台帳の整備 (一般則例示基準49.)

- 補修等の実績を帳簿に記録することで、次回の改良に活用する

消費施設等

- (一般則第6条第2項2のイ など)
 - 液化ガスの貯槽において内容積が90%を超えないような措置が講じられていること
 - ローリーの停車位置を明示すること

12

分類	指導内容(口頭による指導も含む)	件数
点検・検査・帳簿	定期自主検査の未実施	1
	定期自主検査の記録不備	1
	日常点検の未実施	1
	日常点検の項目不足	1
	機器台帳の記録不備	1
	ローリー受入簿の記録不備	1
	小計	6件

分類	指導内容(口頭による指導も含む)	件数
届出	届出の未提出	5
保安管理体制	非常時連絡体制の不備・未整備	7
点検・検査・帳簿	1 保安検査・定期自主検査・日常点検・月例点検 (1)未実施	4
	(2)記録・保管不備 (3)取扱主任者未確認	1
消費施設等	2 帳簿未作成・未整備	4
	設備の整備不良	2
	合計	30
	指導事項なし	7事業所

4 販売事業者・第一種貯蔵所に係る点検・検査について 指導内容及び件数

◆ 販売事業者

令和6年度は16事業所に対して立入検査を実施

指導内容(口頭による指導も含む)	件数
保安台帳の記録不備	1
容器授受簿の未整備	1
周知の未実施	1
車両の携行品不足	1
保安教育の未実施	1
その他	1
合計	6
指導事項なし	14事業所

◆ 第一種貯蔵所

令和6年度は17事業所に対して立入検査を実施

指導内容(口頭による指導も含む)	件数
記載事項変更届の未提出	1
保安教育の記録不備	1
ローリー受入簿の現場責任者の未確認	1
月例点検の未実施	1
容器場の警戒標等の不備	2
その他	8
合計	14
指導事項なし	9事業所

13

参考 その他の区分に係る点検・検査について 指導内容及び件数

◆ 第一種製造者(冷凍)

令和6年度は7事業所に対して立入検査を実施

指導内容(口頭による指導も含む)	件数
非常時連絡体制の不備・未整備	2
防災訓練の未記録	1
日常点検の未実施	1
日常点検の頻度不足	1
月例点検の頻度不足	1
機器台帳の未整備	1
異常時の帳簿の未整備	1
安全弁の不備	1
合計	9
指導事項なし	1事業所

◆ 第二種製造者(冷凍除く)

令和6年度は13事業所に対して立入検査を実施

指導内容(口頭による指導も含む)	件数
機器台帳の未整備	1
貯槽90%値の未把握	1
ローリー受入簿の取扱主任者未確認	1
日常点検の記録不備	1
保安教育の記録不備	2
警戒標等の不備	2
保安電力の点検未実施	2
合計	10
指導事項なし	7事業所

14

参考 その他の区分に係る点検・検査について 指導内容及び件数

◆ 第二種製造者(冷凍)

令和6年度は1事業所に対して立入検査を実施

指導内容(口頭による指導も含む)	件数
保安教育の未実施	2
合計	2
指導事項なし	0事業所

◆ 第二種貯蔵所

令和6年度は15事業所に対して立入検査を実施

指導内容(口頭による指導も含む)	件数
記載事項変更届の未提出	1
貯槽90%値の未把握	1
ローリー受入簿の取扱主任者未確認	1
保安教育の記録不備	2
警戒標等の不備	2
消火器の不備	1
保安電力の点検未実施	1
合計	9
指導事項なし	11事業所

15

5 高圧ガス運搬車両の指導結果

(1) 令和6年度指導結果

県内の国道、県道及び高速道入口の計12箇所で実施

※1 一般則49条、液石則48条により
規制される車両を示す
※2 一般則50条、液石則49条により
規制される車両を示す

指導日	取り締まり 場所	点検台数		違反台数	
		ローリー※1	バラ積み※2	ローリー	バラ積み
11月6日	村上市大須戸	3	0	0	0
11月7日	新潟市西蒲区中郷屋	0	2	0	2
11月7日	三条市大島地内	2	4	0	1
11月12日	燕市熊森地内	1	0	0	0
11月15日	新発田市大字島島	0	2	0	0
11月19日	新潟市西区善久	0	1	0	0
11月20日	新潟市秋葉区金屋地内	0	1	0	0
11月20日	柏崎市大字曾地	0	0	0	0
11月22日	新潟市江南区横越中央	0	1	0	1
11月26日	新潟市北区横土居	0	1	0	0
11月27日	新潟市東区山木戸	0	1	0	0
11月28日	魚沼市新道島	0	2	0	0
合計		6	15	0	4

16

5 高圧ガス運搬車両の指導結果

(1) 令和6年度指導結果

県内の国道、県道及び高速道入口の計12箇所を実施

指導日	取り締まり場所	点検台数		違反台数	
		ローリー※1	バラ積み※2	ローリー	バラ積み
11月6日	村上市大須戸	3	0	0	0
11月7日	新潟市西蒲区中郷屋	0	2	0	2
11月7日	三条市大島地内	2	4	0	1
11月12日	燕市熊森地内	1	0	0	0
11月15日	新発田市大字島潟	0	2	0	0
11月19日	新潟市西区善久	0	1	0	0
11月20日	新潟市秋葉区金屋地内	0	1	0	0
11月20日	柏崎市大字曾地	0	0	0	0
11月22日	新潟市江南区横越中央	0	1	0	1
11月26日	新潟市北区横土居	0	1	0	0
11月27日	新潟市東区山木戸	0	1	0	0
11月28日	魚沼市新道島	0	2	0	0
合計		6	15	0	4

※1 一般則49条、液石則48条により規制される車両を示す
 ※2 一般則50条、液石則49条により規制される車両を示す

違反内容

- ・緊急資材及び工具等の不携行 ……3件
- ・注意書面(イエローカード)の未携帯、記載不備 ……3件

▼
 文書・口頭により改善指示
 → その場で直ちに改善 or 後日報告により改善を確認

17

5 高圧ガス運搬車両の指導結果

(2) 過去5年分の指導結果

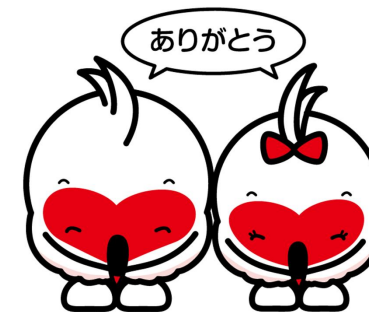
実施年度	点検車種	点検数	違反数	主な違反事項
令和6年度	ローリー	6	0	
	バラ積み	15	4	緊急資材、注意書面の不備
令和5年度	ローリー	8	0	
	バラ積み	12	6	緊急資材、消火器、注意書面の不備
令和4年度	ローリー	7	0	
	バラ積み	10	6	緊急資材、消火器、注意書面、転倒転落防止措置、警戒標の不備
令和3年度	ローリー	8	0	
	バラ積み	23	10	緊急資材、消火器、注意書面の不備
令和2年度	ローリー	10	1	注意書面の不備
	バラ積み	14	3	緊急資材、消火器、注意書面の不備

酸素-アセチレンガス、LPガス等を運搬する高圧ガス消費者の違反が多い。
 ⇒ 講習会などを通じて、基準の再確認をお願いします。

18

まとめ

- 保安検査や立入検査等での指導内容は、例年**繰り返し指摘**されているものです。
- 「高圧ガスの保安の主役は**事業者自身**」です。
- 指摘事項を参考に自社の施設・設備等の再確認をお願いします。



ご視聴ありがとうございました。

19

20